

大阪市子育て安心マンション認定制度要綱

制 定 平成 17 年 6 月 1 日
最近改正 令和 6 年 4 月 1 日

(目 的)

第 1 条 この要綱は、子育てに配慮した仕様の住戸と子育てを支援する環境を備えた良質なマンションを市長が認定し、市民へ広く周知することにより、子育てに資する居住環境整備と子育て世帯の市内居住を促進することを目的とする制度の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定 義)

第 2 条 この要綱における次の各号に掲げる用語の意義は、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）及び建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）に定めるところによるほか、当該各号の定めるところによる。

(1) マンション 次に掲げるものをいう。

イ 2 以上の住戸が存する建築物並びにその敷地及び附属施設

ロ イに掲げる建築物を含む複数棟の建築物並びにそれらが存する一団地内の土地及び附属施設

(2) 新築マンション 新たに建設されるマンションで、まだ人の居住の用に供したことがないもの（建設工事の完了の日から起算して一年を経過したものを除く。）をいう。

(3) 既存マンション 新築マンション以外のマンションをいう。

(4) 大阪市子育て安心マンション 市内におけるマンションで、次条に定める対象となるもののうち、第 4 条に定める要件を満たすものとして市長が認定したものをいう。

(5) 総合型 大阪市子育て安心マンションのうち、子育てに資する総合的な環境が充実したマンションとして「安全で安心」、「快適で安心」、「便利で安心」、「楽しくて安心」及び「いろいろ安心」のすべての視点に沿った基準を満たしたものをいう。

(6) 安全型 大阪市子育て安心マンションのうち、「安全で安心」の視点に沿った基準並びに「快適で安心」、「便利で安心」、「楽しくて安心」及び「いろいろ安心」の視点のうちマンションの特色に応じて建築主等が選択する基準を満たしたものをいう。

(7) 建築主 建築基準法第 2 条に定める建築主で、マンションを建設しようとする者をいう。

(8) 管理組合 建物の区分所有等に関する法律（昭和 37 年法律第 69 号、以下「区分所有法」という。）第 3 条に定める団体又は区分所有法第 47 条第 1 項に定める法人をいう。

(9) 所有者 マンションを所有する者をいう。ただし、区分所有法第 2 条第 2 項に定める区分所有者は除く。

(10) 建築主等 建築主、管理組合又は所有者をいう。

(認定の対象)

第3条 この要綱に基づく認定の対象となるマンションは、次の各号のすべてに該当するものとする。

- (1) 建築物の延べ面積の2分の1以上を住宅の用途に供するマンションであること。
- (2) 全住戸において、専有部分の床面積が1戸当たり40㎡以上であること。ただし、分譲マンションの場合、認定の対象とする住戸は1戸あたり55㎡以上であること。
- (3) 新築の分譲マンションについては、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）に定める、設計住宅性能評価書及び建設住宅性能評価書の交付を受けること。

(認定の要件)

第4条 この要綱に基づく認定の要件は、大阪市子育て安心マンション認定基準に定める認定基準（以下「認定基準」という。）に適合していることとする。

(認定の除外要件)

第5条 市長は、建築主等が次の各号のいずれかに該当する場合は、認定を行わないものとする。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員
 - (2) 大阪市暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団密接関係者
 - (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団の利益になると認められる又はそのおそれがあると認められる場合
- 2 市長は前項の規定により認定を行わないことを決定したときは、すみやかに当該建築主等に通知する。

(有識者会議等の意見)

第6条 市長は、認定基準の改正等について適正であるかどうかを判断する際は、学識経験者等から成る会議（以下「有識者会議」という。）を開催し、その意見を聞くことができる。

- 2 前項の有識者会議の開催に関し必要な事項については、大阪市あんしんマンション有識者会議開催要領に定める。
- 3 市長は、第9条第1項に規定する計画認定審査又は第12条第1項に規定する変更計画認定審査に際して、公正かつ適正な審査を行うために必要と認めるときは、有識者会議を構成する委員に直接その意見を聞くことができる。

(事前協議)

第7条 建築主等は、次条に定める認定申請書を提出する前に、認定基準に関係のある事項等について必要な協議を行わなければならない。

(認定申請)

第8条 前条の協議を行った建築主等は、認定申請書(様式第1号)に次の各号に定める図書及び書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、第5号から第7号までに定める書類については、提出時に交付を受けていない場合は添付を省略することができる。なお、添付を省略した書類は、当該書類の交付を受けた後すみやかに提出しなければならない。

- (1) 位置図
- (2) 区域図
- (3) 設計図(設計概要書、配置図、各階平面図、立面図、断面図、外構図、動線計画図)
- (4) 住戸詳細図
- (5) 建築基準法に定める建築物及びエレベーターの確認済証の写し
- (6) 建築基準法に定める建築物の検査済証の写し又は耐震性、耐火性に関する性能を確認できる書類(既存マンションの場合)
- (7) 建築基準法に定めるエレベーターの検査済証の写し又は地震時管制運転装置の設置を確認できる書類(既存マンションの場合)
- (8) 設計住宅性能評価書の写し(新築の分譲マンションの場合)
- (9) 住戸一覧表(様式第2号)
- (10) 事前協議の経過を記載した書類
- (11) 認定基準に関する設備等の仕様が確認できる書類等、その他認定基準の内容に関して市長が必要と認める書類

2 前項の規定による申請を大阪市防災力強化マンション認定制度要綱第8条に基づく申請と併せて行う場合、前項各号に定める図書及び書類のうち、両申請に共通して添付するものについては兼用できるものとする(第11条又は第14条の規定により添付するものにおいて同じ)。

3 建築主等は、第1項の規定による申請を取り下げの場合は、認定手続中止・申請取下届出書(様式第3号)をすみやかに市長に提出しなければならない。

(計画認定審査)

第9条 市長は、前条第1項の規定により申請があったマンションの計画について、計画認定審査を行う。

2 市長は、計画認定審査において、認定基準に適合させるために必要な措置をとるよう建築主等に指示することができる。

(計画認定)

第10条 市長は、前条の審査の結果、その計画が実行された際に認定基準に適合すると判断した場合は、計画を認定(以下「計画認定」という。)し、計画認定証(様式第4号)により建築主等に通知する。

2 市長は、前項の規定により計画認定した計画の概要を公表することができる。

3 計画認定を受けた建築主等は、計画認定を受けたマンションであることについて広告又は表示する場合は、次の各号に定める事項を記載しなければならない。

(1) 当該マンションは、申請書類の審査に基づき、計画認定されたものであること。

(2) 当該マンションに関する工事等が完了したときには別途、現場検査が行われ、計画認定内容に合致すると判断された場合、認定されること。

4 市長は、前条の審査の結果、その計画が実行された際に認定基準に適合しないと判断した場合は、建築主等に対し、計画認定しない旨の通知書（様式第5号）により通知する。

（計画の変更）

第11条 建築主等は、計画認定内容のうち、認定基準に関係のある事項を変更する場合は、変更計画認定申請書（様式第6号）に変更内容がわかる図書等を添付し、すみやかに市長に提出しなければならない。

2 建築主等は、計画認定内容のうち認定基準に関係のない事項を変更する場合は、変更計画届出書（様式第7号）に変更内容がわかる図書等を添付し、すみやかに市長に提出しなければならない。ただし、認定基準に関係のある事項を同時に変更する場合は、前項に定める変更計画認定の申請を行うこととし、その申請内容に認定基準に関係のない事項の変更内容も含めることとする。

（変更計画認定審査）

第12条 市長は、前条第1項の規定により申請があったマンションの計画について、変更計画認定審査を行う。ただし、前条第2項の規定により認定基準に関係のある事項及び関係のない事項を同時に変更する場合については、申請内容のうち認定基準に関係のある事項の変更計画について変更計画認定審査を行う。

2 市長は、変更計画認定審査において、認定基準に適合させるために必要な措置をとるよう建築主等に指示することができる。

（変更計画認定）

第13条 市長は、前条の審査の結果、その変更計画が実行された際に認定基準に適合すると判断した場合は、変更計画を認定（以下「変更計画認定」という。）し、変更計画認定証（様式第8号）により建築主等に通知する。

2 市長は、前項により変更計画認定した計画の概要を公表することができる。

3 市長は、前条の審査の結果、その変更計画が実行された際に認定基準に適合しないと判断した場合は、建築主等に対し、変更計画認定しない旨の通知書（様式第9号）により通知する。

（工事等完了の届出）

第14条 計画認定（変更計画認定を含む、以下同じ。）を受けた建築主等は、当該マンシ

ョンに関する工事等が完了したとき、工事等完了届出書（様式第 10 号）に次の各号に定める書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 建築基準法に定める建築物及びエレベーターの検査済証の写し（新築マンションの場合）
- (2) 建設住宅性能評価書の写し（新築の分譲マンションの場合）
- (3) 管理規約の写し（当該マンションの認定に関する内容が記載されたもの）
- (4) 写真（認定基準に関する部分の状況がわかるもの、及びマンション全景）
- (5) その他市長が必要と認める書類

（現場検査）

第 15 条 市長は、前条の規定により完了届の提出があった場合、現場検査を行う。

2 市長は、現場検査において、計画認定内容に合致させるために必要な措置をとるよう建築主等に指示することができる。

（計画認定の取消し）

第 16 条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、計画認定を取り消すことができる。

- (1) 建築主等が、正当な理由なく第 11 条又は第 14 条に規定する申請又は届出を怠った場合
- (2) 前条に規定する現場検査の結果、計画認定内容に合致しないと認められる場合
- (3) 建築主等から第 7 条第 2 項に規定する認定申請の取下げの届出があった場合
- (4) 建築主等が第 4 条第 1 項第 1 号から第 3 号までのいずれかに該当すると認められた場合
- (5) 建築主等が、正当な理由なく、計画認定を受けた日から 1 年以上当該マンションの工事等に着手しない場合
- (6) 偽りその他不正な手段により計画認定を受けた場合
- (7) その他、市長が計画認定を取り消す必要があると認める場合

2 市長は、前項の規定により計画認定を取り消した場合は、計画認定の取消通知書（様式第 11 号）により建築主等に通知するとともに、その旨を公表することができる。

（認定）

第 17 条 市長は、第 15 条の規定による現場検査の結果、計画認定内容に合致すると認められる場合、当該マンションを大阪市子育てあんしんマンションとして認定（以下「認定」という。）することができる。

2 市長は、前項の規定により認定した場合は、建築主等に対して認定証（様式第 12 号）を交付する。

3 市長は、建築主等に対して、建築主等の選択に基づき認定プレート又は認定盾（様式第 13 号）のいずれかを交付する。

- 4 建築主等は、認定証を適切に保管するとともに、認定プレートの交付を受けた場合は当該マンションのエントランス付近の外壁やエントランスに至るアプローチ等、認定盾の交付を受けた場合は当該マンション内部の掲示板等の入居者が見やすい場所に、自らの費用負担により掲示しなければならない。
- 5 市長は、認定した大阪市子育て安心マンションの概要を公表することができる。

(維持管理等)

- 第 18 条 建築主等は、認定を受けた後、すみやかに維持管理責任者を選任し、維持管理責任者選任届出書（様式第 14 号）により、市長に届け出なければならない。
- 2 維持管理責任者は、大阪市子育て安心マンションについて、認定内容と差が生じないよう、適切な維持管理に努めなければならない。
 - 3 維持管理責任者は、マンション内の子育て世帯の交流機会の創出や子育て情報の提供等、子育て支援を開始するときは、子育て支援開始届（様式第 15 号）に次の各号に掲げる書類を添えて、すみやかに市長に届け出なければならない。
 - (1) 子育て支援実施予定表（様式第 16 号）
 - (2) その他子育て支援の内容に関して市長が必要と認める書類
 - 4 維持管理責任者は、認定から 1 年を経過後すみやかに、以降は建築基準法に定める定期報告（共同住宅）の実施年度毎に 1 回、認定を受けた日から 10 年を経過するまで、維持管理の状況について、維持管理状況報告書（様式第 17 号）に次の各号に定める書類を添えて、市長に提出しなければならない。
 - (1) 写真（認定基準に関する部分の状況がわかるもの）
 - (2) 子育て支援実施経過報告書（様式第 18 号）
 - (3) その他維持管理の状況に関して市長が必要と認める書類
 - 5 市長は、必要に応じて維持管理責任者に対して、維持管理の状況についての報告を求めることができる。

(認定後の変更)

- 第 19 条 大阪市子育て安心マンションの所有者又は管理組合（以下「所有者等」という。）が、当該マンションについて、認定基準に関係のある事項を変更する場合においては、第 11 条第 1 項及び第 12 条から第 14 条までの規定を準用する。この場合において、第 11 条第 1 項及び第 12 条から第 14 条中「建築主等」とあるのは「所有者等」と、第 14 条中「次の各号に定める書類」とあるのは「第 4 号及び第 5 号に定める書類」と読み替えるものとする。
- 2 所有者等は、維持管理責任者を変更する場合は、維持管理責任者選任届出書（様式第 14 号）により、すみやかに市長に届け出なければならない。

(認定の取消し)

- 第 20 条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合、認定を取り消すこと

ができる。

- (1) 大阪市子育て安心マンションが第3条各号に掲げる要件のいずれかに適合しなくなった場合
- (2) 大阪市子育て安心マンションの所有者等から認定の取消しの申出があった場合
- (3) 維持管理責任者が、正当な理由なく、適切な維持管理を行っていない場合（第18条第3項の届出、同条第4項及び第5項の報告を怠った場合を含む。）
- (4) 所有者等が第5条第1項第1号から第3号のいずれかに該当すると認められた場合
- (5) 偽りその他不正な手段により認定を受けた場合
- (6) その他市長が必要と認める場合

2 市長は、前項の規定により認定を取り消したときは、認定取消通知書（様式第19号）に理由を付して所有者等に通知するとともに、その旨を公表することができる。

3 前項により通知を受けた所有者等又は維持管理責任者は、認定時に交付を受けた認定プレート又は認定盾について、自らの費用負担により掲示を取り止めなければならない。

（その他）

第21条 この要綱に定めるもののほか、本認定制度の実施に必要な事項については、別途都市整備局長が定める。

附 則

この要綱は、平成17年7月1日から施行する。ただし、第6条から第14条までの規定は平成17年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年10月1日から施行する。ただし、施行日以前に第8条に基づく認定予定通知を受けたマンションについては、認定予定通知を受けた日に計画認定を受けたものとみなし、また、施行日以前に第12条に基づく認定を受けたマンションについては、認定を受けた日に竣工認定を受けたものとみなす。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年8月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。ただし、施行日以前に認定申請を行ったマンションについては、第 7 条の 3 第 1 項に基づく申請を行ったものとみなす。

附 則

この要綱は、平成 23 年 11 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 1 月 25 日から施行する。ただし、この要綱の施行日以前に事前審査申請を行った計画の認定に係る審査については、なお従前の認定基準によることとする。また、施行日以前に行われた竣工認定については、本要綱第 9 条の認定を受けたものとみなす。

附 則

この要綱は、平成 24 年 12 月 14 日から施行する。ただし、この要綱の施行日以前に事前審査申請を行った計画の認定に係る審査については、なお従前の認定基準によることとする。

附 則

この要綱は、平成 25 年 3 月 22 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。ただし、この要綱の施行日以前に計画認定申請を行った計画の認定に係る審査については、なお従前の要件及び認定基準によることとする。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。この要綱の施行日以前に計画認定申請を行った計画の認定に係る審査については、なお従前の要件及び認定基準によることとする。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。この要綱の施行日以前に計画認定を行ったマンションについては、なお従前の例による。

(様式第1号)

年 月 日

大 阪 市 長

(申請者)

住 所

氏 名

大阪市子育て安心マンション認定制度 認定申請書

次のマンションについて、大阪市子育て安心マンション認定制度に基づく認定を受けたいので、大阪市子育て安心マンション認定制度要綱第8条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

マンション の名称	
マンションの 所在地	地名地番： 大阪市 区 住居表示： 大阪市 区
認定の型式	総合型・安全型
工事期間 (新築の場合)	(予定) 着手 年 月 日 ~ 完了 年 月 日
竣工年月日 (既存の場合)	年 月 日
計画概要	敷地面積： m ² 延べ面積（全体）： m ²
	全住戸数： 戸 認定対象住戸数： 戸
	専有部分の床面積（1戸あたり）： m ² ～ m ² ≥ 40m ²
	住宅以外の用途の有無： <input type="checkbox"/> あり（用途： ， 延べ面積 m ² < 延べ面積の1/2） <input type="checkbox"/> なし
	設計住宅性能評価書の取得日： 年 月 日 建設住宅性能評価書の取得予定： 年 月 ごろ
誓約事項 (了承されましたら、 <input type="checkbox"/> にを入れてください)	<input type="checkbox"/> 大阪市子育て安心マンション認定制度要綱、大阪市子育て安心マンション認定基準、大阪市子育て安心マンション認定マーク使用取扱要領の遵守を誓約します。
確認事項 (確認されましたら、 <input type="checkbox"/> にを入れてください)	<input type="checkbox"/> 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員ではありません。 <input type="checkbox"/> 大阪市暴力団排除条例（平成23年大阪市条例第10号）第2条第3号に規定する暴力団密接関係者ではありません。 <input type="checkbox"/> 法第2条第2号に規定する暴力団の利益になるような計画ではありません。 注意 1 暴力団排除のため、必要に応じて申請者の個人情報警察に照会することがあります。 2 暴力団排除のため、法人の役員名簿等の提出を求めることがあります。

(様式第3号)

年 月 日

大 阪 市 長

(届出者)

住 所

氏 名

大阪市子育て安心マンション認定制度 認定手続中止・申請取下届出書

年 月 日付けでマンション認定に関する申請を行いましたが、下記の理由により今後認定に関する手続きを行いませんので、大阪市子育て安心マンション認定制度要綱第8条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

記

- 1 マンションの名称
- 2 マンションの所在地
- 3 中止又は取下げ理由

(様式第4号)

第 号

年 月 日

様

大 阪 市 長

公印

大阪市子育て安心マンション認定制度 計画認定証

年 月 日付けで申請のあった次のマンション計画について、審査の結果、その計画が実行された場合には、認定基準に適合すると判断できるため、大阪市子育て安心マンション認定制度要綱第10条第1項の規定に基づき、計画認定します。

記

1 マンションの名称

2 マンションの所在地

3 認定の型式

総合型・安全型

4 その他

(様式第5号)

第 号
年 月 日

様

大 阪 市 長

公印

大阪市子育て安心マンション認定制度 計画認定しない旨の通知書

年 月 日付けで申請のあった次のマンション計画について、審査の結果、その計画が実行された場合には、次の理由により認定基準に適合しないと判断するため、大阪市子育て安心マンション認定制度要綱第10条第4項の規定により、計画認定しない旨を通知します。

記

1 マンションの名称

2 マンションの所在地

3 計画認定しない理由

(様式第6号)

年 月 日

大 阪 市 長

(申請者)

住 所

氏 名

大阪市子育て安心マンション認定制度 変更計画認定申請書

年 月 日付け 第 号により計画認定を受けたマンション計画についての申請内容のうち認定基準に関係のある事項を変更したいので、大阪市子育て安心マンション認定制度要綱第11条第1項の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請します。

記

- 1 マンションの名称
- 2 マンションの所在地
- 3 認定の型式 総合型・安全型
- 4 当初申請時からの変更箇所
 - (1) 変更箇所のうち認定基準に関係のある事項
 - (2) 変更箇所のうち認定基準に関係のない事項
- 5 添付書類
- 6 誓約事項 (了承されましたら、□にレを入れてください)
 大阪市子育て安心マンション認定制度要綱、大阪市子育て安心マンション認定基準、大阪市子育て安心マンション認定制度認定マーク使用取扱要領の遵守を誓約します。
- 7 確認事項 (確認されましたら、□にレを入れてください)
 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成3年法律第77号。以下「法」という。) 第2条第6号に規定する暴力団員ではありません。
 大阪市暴力団排除条例 (平成23年大阪市条例第10号) 第2条第3号に規定する暴力団密接関係者ではありません。
 法第2条第2号に規定する暴力団の利益になるような計画ではありません。
注意 1 暴力団排除のため、必要に応じて申請者の個人情報警察に照会することがあります。
2 暴力団排除のため、法人の役員名簿等の提出を求めることがあります。

(様式第7号)

年 月 日

大 阪 市 長

(届出者)

住 所

氏 名

大阪市子育て安心マンション認定制度 変更計画届出書

年 月 日付け 第 号により計画認定を受けたマンション計画についての申請内容のうち認定基準に関係のない事項を変更したいので、大阪市子育て安心マンション認定制度要綱第11条第2項の規定により、関係書類を添えて次のとおり届け出ます。

記

1 マンションの名称 (変更前の名称)

2 マンションの所在地

3 認定の型式 総合型・安全型

4 当初申請時からの変更箇所

5 添付書類

6 誓約事項 (了承されましたら、□にレを入れてください)

大阪市子育て安心マンション認定制度要綱、大阪市子育て安心マンション認定基準、大阪市子育て安心マンション認定制度認定マーク使用取扱要領の遵守を誓約します。

7 確認事項 (確認されましたら、□にレを入れてください)

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成3年法律第77号。以下「法」という。) 第2条第6号に規定する暴力団員ではありません。

大阪市暴力団排除条例 (平成23年大阪市条例第10号) 第2条第3号に規定する暴力団密接関係者ではありません。

法第2条第2号に規定する暴力団の利益になるような計画ではありません。

注意 1 暴力団排除のため、必要に応じて申請者の個人情報警察に照会することがあります。

2 暴力団排除のため、法人の役員名簿等の提出を求めています。

(様式第8号)

第 号
年 月 日

様

大 阪 市 長

公印

大阪市子育て安心マンション認定制度 変更計画認定証

年 月 日付で申請のあった次のマンション計画について、審査の結果、その変更計画が実行された場合には、認定基準に適合すると判断できるため、大阪市子育て安心マンション認定制度要綱第13条第1項の規定に基づき、変更計画認定します。

記

1 マンションの名称

2 マンションの所在地

3 認定の型式

総合型・安全型

4 その他

(様式第9号)

第 号
年 月 日

様

大 阪 市 長

公印

大阪市子育て安心マンション認定制度 変更計画認定しない旨の通知書

年 月 日付けで申請のあった次のマンション計画について、審査の結果、その変更計画が実行された場合には、次の理由により認定基準に適合しないと判断するため、大阪市子育て安心マンション認定制度要綱第13条第3項の規定により、変更計画認定しない旨を通知します。

記

- 1 マンションの名称
- 2 マンションの所在地
- 3 変更計画認定しない理由

(様式第 10 号)

年 月 日

大 阪 市 長

(届出者)

住 所

氏 名

大阪市子育て安心マンション認定制度 工事等完了届出書

年 月 日付け 第 号により計画認定を受けたマンションに関する工事等が完了したので、大阪市子育て安心マンション認定制度要綱第 14 条の規定により、関係書類を添えて次のとおり届け出ます。

記

- 1 マンションの名称
- 2 マンションの所在地
住居表示：

地名地番：
- 3 認定の型式 総合型・安全型
- 4 完了年月日
- 5 添付書類
- 6 誓約事項（了承されましたら、□にレを入れてください）
 大阪市子育て安心マンション認定制度要綱、大阪市子育て安心マンション認定基準、大阪市子育て安心マンション認定制度認定マーク使用取扱要領の遵守を誓約します。

(様式第11号)

第 号
年 月 日

様

大 阪 市 長

公印

大阪市子育て安心マンション認定制度 計画認定の取消通知書

年 月 日付け 第 号により計画認定を行った次のマンションについて、大阪市子育て安心マンション認定制度要綱第16条第2項の規定により、計画認定を取り消すことを通知します。

記

- 1 マンションの名称
- 2 マンションの所在地
- 3 認定の型式 総合型・安全型
- 4 取消理由

(様式第 12 号)

第 号
年 月 日

様

大 阪 市 長

公印

大阪市子育て安心マンション認定制度 認定証

年 月 日付で工事等完了届出書を提出された次のマンションについて、現場検査の結果、計画認定内容に合致すると認められるため、大阪市子育て安心マンション認定制度要綱第17条第2項の規定により、大阪市子育て安心マンションとして認定します。

記

1 マンションの名称

2 マンションの所在地

3 認定の型式

総合型・安全型

(様式第13号)



子育て安心マンション
〇〇型認定

マンション名称

令和〇〇年度
大阪市

※ 記載の年度については、要綱第17条第1項に基づく認定を行った年度とする。

大 阪 市 長

(届出者)

住 所

氏 名

大阪市子育て安心マンション認定制度 維持管理責任者選任届出書

年 月 日付け 第 号で認定を受けた次のマンションについて、次のとおり維持管理責任者を選任したので、大阪市子育て安心マンション認定制度要綱第18条第1項の規定により届け出ます。

なお、維持管理責任者を変更する場合には、要綱第19条第2項の規定により届け出ます。

記

1 建築主等

2 マンションの名称

3 マンションの所在地

住居表示：

地名地番：

4 認定の型式 総合型・安全型

5 維持管理責任者

住 所

氏 名

連絡先 TEL :

E-mail :

6 誓約事項 (了承されましたら、□にレを入れてください)

- 大阪市子育て安心マンション認定制度要綱、大阪市子育て安心マンション認定基準、大阪市子育て安心マンション認定制度認定マーク使用取扱要領の遵守を誓約します。

(様式第15号)

年 月 日

大 阪 市 長

(維持管理責任者)

住 所

氏 名

大阪市子育て安心マンション認定制度 子育て支援開始届

年 月 日付けで認定を受けた次のマンションにおいて、子育て支援を開始するので、大阪市子育て安心マンション認定制度要綱第 18 条第 3 項の規定に基づき、関係書類を添えて届け出ます。

記

1 マンションの名称

2 マンションの所在地 (住居表示)

大阪市 区

3 認定の型式 総合型・安全型

4 子育て支援内容

5 開始予定年月日

年 月 日

6 誓約事項 (了承されましたら、□にレを入れてください)

大阪市子育て安心マンション認定制度要綱、大阪市子育て安心マンション認定基準、大阪市子育て安心マンション認定制度認定マーク使用取扱要領の遵守を誓約します。

(様式第17号)

年 月 日

大 阪 市 長

(維持管理責任者)

住 所

氏 名

大阪市子育て安心マンション認定制度 維持管理状況報告書

年 月 日付け 第 号で認定を受けた次のマンションについて、大阪市子育て安心マンション認定制度要綱第 18 条第 4 項の規定に基づき、維持管理の状況を報告します。

記

1 マンションの名称

2 マンションの所在地

3 認定の型式 総合型・安全型

4 報告区分 (該当する□にレを入れてください)

大阪市子育て安心マンション認定制度要綱第 17 条第 1 項の認定を受けた日から

1 年経過後

定期報告実施年度 (1 回目) (年度)

定期報告実施年度 (2 回目) (年度)

定期報告実施年度 (3 回目) (年度)

5 認定時からの変更箇所及びその内容

6 添付書類

7 誓約事項 (了承されましたら、□にレを入れてください)

大阪市子育て安心マンション認定制度要綱、大阪市子育て安心マンション認定基準、大阪市子育て安心マンション認定制度認定マーク使用取扱要領の遵守を誓約します。

様

大 阪 市 長



大阪市子育て安心マンション認定制度 認定の取消通知書

年 月 日付け 第 号で認定した次のマンションについて、大阪市子育て安心マンション認定制度要綱第 20 条第 2 項の規定により、大阪市子育て安心マンションとしての認定を取り消すことを通知します。

記

- 1 マンションの名称
- 2 マンションの所在地
- 3 取消理由